○古河市公共基準点保全管理規則

平成17年９月12日

規則第136号

改正　平成23年２月１日規則第２号

平成26年３月31日規則第17号

平成27年12月７日規則第64号

平成28年３月31日規則第30号

（目的）

第１条　この規則は、測量法（昭和24年法律第188号）及び国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき、本市が管理する公共基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱いに関して必要な事項を定め、その保全管理の万全を期することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「公共基準点」とは、次に掲げるものをいう。

(１)　１級基準点、２級基準点及び３級基準点

(２)　地籍調査によって市が設置した地籍図根三角点及び地籍図根多角点

(３)　都市再生街区基本調査において設置された街区三角点及び街区多角点

(４)　都市部官民境界基本調査において設置された都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点及び都市部官民境界基本細部点

（保全管理主管課）

第３条　本市における公共基準点の保全管理は、都市建設部用地管理課（以下「主管課」という。）において行う。

（公共基準点の使用手続）

第４条　公共基準点を使用しようとする測量士又は測量士補の資格を有する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第１号）により市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請に基づき審査を行い、使用を承認するときは当該申請者に対し公共基準点使用承認書（様式第２号）を交付するものとする。

３　前項の規定に基づく承認を受けて公共基準点を使用する者（次項において「使用者」という。）は、公共基準点使用承認書を常時携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　使用者は、公共基準点の使用を終えたときは、公共基準点使用報告書（様式第３号）により使用結果を市長に報告しなければならない。

５　土地家屋調査士会からの公共基準点使用に関する包括承認申請があった場合における手続は、前各項の規定に準じて行うものとする。

（工事施工の届出）

第５条　道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、公共基準点の付近でその効用に支障を来すおそれのある工事等を施工するときは、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第４号）により市長に届け出るとともに、市長の指示に基づき公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条の規定による公共基準点の一時撤去若しくは移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

２　前項のその効用に支障を来すおそれのある工事等とは、次のいずれかに該当するものとする。

(１)　掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(２)　車両、重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両、重機等までの距離が５メートル以下となる行為

(３)　その他前２号に類する工事であって、公共基準点の効用に支障を来すおそれのある工事等

３　工事施工者は、第１項の届出に当たっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(１)　位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(２)　引照点図又は市長の指示する測量資料

(３)　写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点が確認できるもの）

４　工事施工者は、公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第５号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

５　工事施工者は、前項の報告に当たっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(１)　しゅん工写真（公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの）

(２)　公共基準点の異常の有無が確認できる測量資料（着工前及びしゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果物とする。）

６　工事施工者は、公共基準点付近での工事により公共基準点の効用に支障を来したときは、主管課長との協議を経て、公共基準点復旧承認申請書（様式第６号）により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならないものとし、市長は、承認を与えるときは公共基準点復旧承認書（様式第７号）により当該申請者に通知するものとする。

（一時撤去又は移転に係る届出等）

第６条　工事施工者は、当該工事の施工に際して公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要が生じたときは、当該工事の施工の開始20日前までに、公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第８号）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、当該申請に基づき、必要があると認めるときは、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第９号）により工事施工者に通知するものとする。

２　前項に規定する行為のうち、本市が発注する工事を施工しようとする場合にあっては、工事施工者は、公共基準点（一時撤去・移転）承認協議書（様式第８号）により、主管課長と協議を行わなければならない。この場合において、市長は、当該協議に基づき、必要があると認めるときは、前項後段の規定の例により工事施工者に回答するものとする。

３　工事施工者は、第１項の申請又は前項の協議に当たっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(１)　位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(２)　写真（公共基準点及びその周辺が確認できるもの）

(３)　再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

４　公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、自らの都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じたときは、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）により市長に一時撤去又は移転を請求しなければならない。

５　事故等の原因により公共基準点の一時撤去、滅失、毀損等に至った場合においては、当該事故を起こしたもの（以下「事故原因者」という。）は、公共基準点事故報告書（様式第11号）により市長に報告しなければならない。

（機能の回復）

第７条　市長は、工事施工者が公共基準点の滅失、毀損、移転等をしたことにより、その効用に支障を来したとき、土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があったとき、又は事故等により公共基準点の一時撤去、滅失、毀損等に至ったときは、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。この場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、これを変更することができるものとする。

２　前項に定める機能回復又は移転に要する費用は、工事施工者又は事故原因者の負担とする。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（機能回復の施工者）

第８条　公共基準点の機能回復のため公共基準点を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者又は事故原因者が行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(１)　工事施工者又は事故原因者による設置工事が困難な場合

(２)　土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

２　前項に定めるところにより機能回復を図る場合は、工事施工者と市長との協議を行い、設置工事の施工者を決定するものとする。

３　設置工事の施工に伴う測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続は、測量法第36条、第37条第３項及び第40条その他の関係法令に基づき本市が行うものとする。

（設置工事の施工）

第９条　設置工事の施工者（以下「設置工事施工者」という。）は、公共基準点の設置位置及び設置工事の施工方法について、舗装復旧前に主管課長と協議しなければならない。

２　設置工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

３　設置工事施工者は、設置工事がしゅん工したときは、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第12号）に前項の写真を添えて市長に報告し、主管課による検査を受けなければならない。

４　設置工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（公共基準点の毀損等発見の報告）

第１０条　公共基準点の毀損等を発見した者は、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに、適切な措置を執るものとする。

（補則）

第１１条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成17年９月12日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の古河市地籍調査事業における標識等の保全管理に関する規則（平成12年古河市規則第41号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成23年規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市地籍調査事業における標識等の保全管理に関する規則の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の古河市公共基準点保全管理規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附　則（平成26年規則第17号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年規則第64号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市公共基準点保全管理規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附　則（平成28年規則第30号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（古河市公共基準点保全管理規則の一部改正に伴う経過措置）

５　この規則の施行の際、前項の規定による改正前の古河市公共基準点保全管理規則に規定する各様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することnができるものとする。

























